

田川市広報紙の掲載記事及び折り込み配布物の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発行する広報紙（以下「広報たがわ」という。）に掲載する記事（以下「掲載記事」という。）及び広報たがわに折り込んで配布するチラシ等（以下「折り込み配布物」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載記事及び折り込み配布物の基準)

第2条 掲載記事及び折り込み配布物の内容は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 市の施策、事業又はその成果を目的としているもの
- (2) 市が主催、共催又は後援をしているもの
- (3) 市が取材し、市内に住所を有する者、又は市内に通勤し、若しくは通学している者（以下「市民等」という。）の福祉の向上を目的として広報するもの
- (4) 指定管理者が管理する本市の施設において、指定管理者が行う自主事業のうち、当該施設の利用の活性化に資するもの
- (5) 市以外の公共的団体が主催、共催又は後援をしている事業であって、営利を目的としないもの
- (6) 市民等又は主たる活動場所が市内である団体等が主催する事業であって、市民等の福祉の向上を目的とし、かつ、営利を目的としないもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載記事及び折り込み配布物として取り扱わないものとする。

- (1) 公共性又は公益性を損なうおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反すると認められるもの
- (3) 市政運営に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (4) 地域社会において意見が大きく分かれているもの
- (5) 社会問題についての主義主張又は係争中の事件に関するもの
- (6) 市の業務の執行に不利益を及ぼすおそれのあるもの
- (7) 人権を侵害し、差別し、又は名誉を毀損するおそれのあるもの
- (8) 特定の個人又は団体を誹謗し、中傷し、又は排斥する内容を含むもの
- (9) 虚偽の表現又は誇大な表現により市民等の適正な判断を誤らせるおそれのあるもの

- (10) 非科学的事項又は迷信に類するもので、市民等を惑わせたり、市民等に不安を与えたりするおそれのあるもの
- (11) 市民等を対象としていないもの
- (12) 対象が特定少数の市民等又は地域に限定されるもの
- (13) 営利活動の宣伝又は広告になるもの
- (14) 政治上の主義若しくは施策を支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (15) 政治の方向性に影響を与える意図で不確実な情報又は一方的な意見若しくは主張を発信することを目的とするもの
- (16) 宗教的な活動を目的とするもの
- (17) 特定の個人を宣伝するもの（文化、芸術等に関するイベント等であって特定の個人の作品等の展示等を行うものを除く。）
- (18) 協賛、寄附その他の金品を募ることを主な内容とするもの
- (19) 趣旨、内容、問合せ先、責任の所在等が明確でないもの
- (20) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの
（折り込み配布物の使用）

第3条 折り込み配布物は、緊急性が高い若しくは紙面の都合により広報たがわへの記事の掲載が困難な場合又は市長が適当でないとして認める場合に限り、使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、規格、形状、重量等について通常の広報たがわの配布方法による配布に支障を来すおそれのあるときは、折り込み配布物として取り扱わないものとする。

（申込み）

第4条 広報たがわへの記事の掲載又は折り込み配布物の配布を希望する者（以下「希望者」という。）は、記事の掲載や折り込みを希望する広報たがわの発行日の1か月前までに、開催日時、開催場所、内容、問合せ先等の概要が分かる資料（電子データを含む。）を、市長に提出しなければならない。

2 希望者は、市長が必要と認めるときは、その規格、部数等について、あらかじめ田川市区長会理事会において協議しなければならない。

3 希望者は、市長が第2条の規定に適合していることを確認するために必要な書類等の提出を求めた場合は、それに応じなければならない。

(掲載記事及び折り込み配布物の採用の決定)

第5条 市長は、前条に基づく申込みがあったときは、第2条第1項に掲げる各号の順序を優先順位として掲載記事及び折り込み配布物の採用の可否を決定し、口頭その他の方法により希望者に通知するものとする。ただし、同項第6号に掲げるものについては、次の各号に掲げる事項に該当する数が多いものを優先し、該当する数が同数の場合は、市長が決定する。

- (1) 参加費等が無料であるもの
- (2) 開催地が市内であるもの
- (3) 開催日又は申込期限等までに時間的余裕がないもの
- (4) 市民等に有益な内容であるもの

(希望者が守るべき事項)

第6条 希望者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 掲載記事及び折り込み配布物の採用の可否について、異議を申し出ないこと。
- (2) 記事の掲載及び折り込み配布の時期の変更について、市の判断に従うこと。
- (3) 掲載記事の表現、字句、配置等の編集について、市の判断に従うこと。
- (4) 市長が求める数の人員を派遣して折り込み配布物の折り込みに必要な作業に当たること。
- (5) 掲載記事の内容(希望者が市に提供した内容に限る。)及び折り込み配布物の内容並びに配布部数の不足に関する一切の責任を負うこと。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年3月29日から施行する。

(「広報たがわ」にあわせて配布するチラシ等の折り込みに関する基準の廃止)

- 2 田川市区長会理事会(令和6年3月21日付開催)の同意の下、『「広報たがわ」にあわせて配布するチラシ等の折り込みに関する基準(平成19年4月19日田川市区長会・田川市申合せ)』は、廃止する。